

第7章 タイ

－先進国型への転換が進むタイの食料・農業政策－

小林 弘明

要旨

1980年代以降、目覚ましい経済発展を遂げているタイは、近年ではASEANの盟主として自由貿易協定や地域経済連携にも熱心な対応を見せ、またGATT/WTOの場でも一定の存在感を示している。その中でタイの農業は高い国際競争力を誇り、長い間主要な輸出産業として位置づけられてきた。しかしながら、かつて本間正義教授と速水祐次郎教授の研究が提起したように、経済発展に伴う農業部門の相対的な低所得と相まった国民所得水準の上昇の過程で、国の産業政策が農業保護的になるという道筋を、近年のタイもまた歩みつつあるように見える。

ここでは、特に農産物需給への影響という視点から、まずタイにおける経済と農業の現状、国際環境、そして近年における主要な農業政策を概観した。次に近年における注目すべき政策展開として、①2000年代に入ってから、出来秋における農家への資金提供を主要な目的としたかつての担保融資制度と呼ばれる政策が、支持価格による政府買い入れという市場介入を伴う生産者保護的な性格を強めたこと、②2008年12月の政権交代に伴って、同制度は2009/10年産から、いわゆる不足払い政策に分類される農家所得保証政策と呼ばれる制度に置き換わったこと、③農家所得保証政策における保証基準価格は歴史的に見られた市場価格よりもかなり高く設定され、膨大な財政負担を生むことになったこと、などについて考察した。

2011年8月の再度の政権交代により、農家所得保証政策はわずか2年の実績を残して再び担保融資制度に変更されつつある。しかしここ10数年の動きをやや長期的な視点から見ると、政権交代や頻発する政治的混乱にもかかわらず、タイの農業政策はほぼ一貫して生産者保護的な性格を強めつつあるとみることができよう。

キーワード

タイ、農産物需給、農業保護政策、コメ政策、担保融資制度、農家所得保証政策

1. はじめに

2008 年頃の食料危機時、アジアではベトナムやインドなどを含む主要食料の輸出国が、国内価格の高騰を防ぎ自国消費者を守るための輸出制限措置をとった。今なお記憶に新しいかもしれない。わが国同様にアジアモンスーンに位置し、伝統的な、そして世界最大のコメ輸出国、かつ屈指の農業国であるタイも、かつてはコメの輸出を制限して国内価格を低く抑える輸出税（ライスプレミアム）を採用していた。同制度は 1986 年に廃止され、それ以後タイは、食料・農産品に関して自由な国際取引の枠組を基本的には維持し、それを自国経済の発展の原動力にしてきたと見られる。

GATT/WTO の舞台において、タイは農産品の主要輸出国が形成するケアンズグループの一員であり、主に先進国による保護的な農業政策を激しく批判してきた¹。また近年では下火となったが、FTA や ASEAN など自由貿易協定や地域経済連携への取り組みに関しても、特に熱心な国に分類されよう²。2004 年に締結された日タイ経済連携協定（JTEPA）においてわが国は、タイからのコメおよび砂糖を自由化の例外とした。タイ農業、食料生産は、広大な農地と低い労賃水準を武器に圧倒的な国際競争力を有しているという印象が強いかもしれない。

しかし ASEAN の盟主としての存在感がますます大きくなる中、IMF による 2010 年の人口ひとり当たり GDP は 5,000 米ドルで、今やタイは世界銀行が定義する高位中所得国に上り詰めている。かつて本間正義教授（現東京大学）と速水祐次郎教授は、広く世界の国々を見回した一般的な傾向として、経済発展にともなう農業部門の相対的な低所得と相まった国民所得水準の上昇の過程で、国の産業政策は農業保護的な傾向を強めるという議論を展開した³。なお世界屈指の農業国・コメ輸出国としての地位を保ちつつも、タイの農業政策の近年の動向は、本間・速水教授の見いだした上記の「法則」にしたがっているように見える。ここで 2009/10 年産から主役となっている政策とは、主要農産物であるコメ、キャッサバ、トウモロコシを対象として創設された農家所得保証政策である。

本章の課題は、特に農産物貿易への影響という視点から、タイの主要な農業政策を考察することにある。直近の動向として注目すべき政策が、農家への直接支払として新たに導入された上記の農家所得保証政策である。現時点で加盟国を律している GATT/WTO の UR 農業合意との関連についても言及する。主役となる農産品はコメである。

以下次節において、本章の考察の背景となる基本的な情報を確認しておく。ひとつはタイ国の概況ならびに農業生産に関するごく一般的な動向であり、ひとつは主要穀物の国際市場の動向である。第 3 節では上記の農家所得保証政策が採用される 2009/10 年産以前における主要農産物にかかわる農業政策の動向を概説する。第 4 節では農家所得保証政策について詳述し、最後に第 5 節では本章全体を取りまとめるとともに、今後の方向性について展望する。

なお本章は、末尾の参考文献にある著者が近年とりまとめた論考、2011 年春における現地でのヒアリング、ならびにその後における文献・資料等の考察にもとづいて取りまとめ

たものである。情報収集、関係諸機関でのヒアリングや現地調査ではタイ国カセサート大学・ブンジット=ティタピワタナクン博士および同国農業・農業協同組合省農業経済局農業経済分析部長・カニット=リキッウィダヤウ氏をはじめ関係各位のご協力を得た。また 2011 年 2 月に行った現地調査では、農林水産政策研究所・井上荘太郎氏に同行させていただいた。心より感謝申し上げる。また本研究は科学研究費補助金・基盤研究 C(2)No.22580265 の成果の一部である。

2. 背景—タイの国土、経済、農業の概況と国際農産物市場の動向—

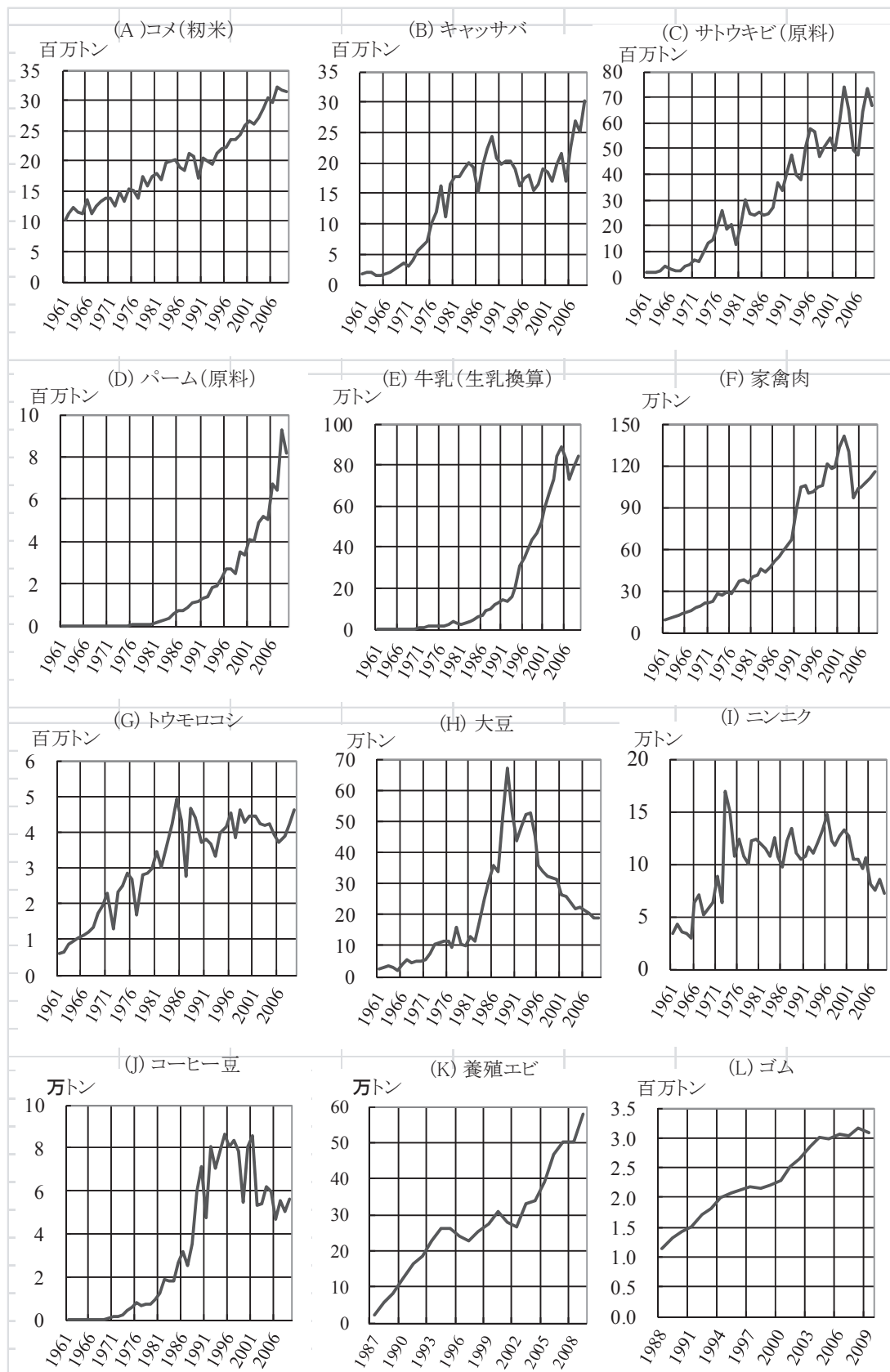
(1) 国土、経済、農業の概況

人口およそ 6,700 万人に対して、タイの国土面積は約 51 万 km²、日本の半分強の人口に対して国土面積はおよそ 1.4 倍である⁴。1980～90 年代における経済の高度成長によって、貧しい農業国から貿易構造としても工業製品の輸出を主体とする中進国となった。1997 年にはいわゆるアジア通貨危機の震源地となり、経済・社会も一時のつまずきを経験した。

またタイといえば近年の政治的混乱が印象的ではなかろうか。保守派であるタクシン元首相支持派と進歩的な民主派(2009 年から 2011 年 8 月現在までのアピシット政権)のそれぞれの支持者が繰り返してきたデモやその暴徒化は、タイの対外的な信用を失墜させただけでなく、経済全体にとっても大きな足かせであろう。しかしそのようなネガティブな要因にもかかわらず、通貨危機を乗り越えたタイ経済は、高度成長とはいえないまでも、総体的には順調な成長を遂げてきたといえよう。リーマンショックと原油高の影響が大きかったと見られる 2009 年の実質 GDP 成長率はマイナス 2.3%であったが、2010 年には再び反転してプラス 7.8%であった。

わが国とは異なり多くの土地は平坦で、農地面積が約 2,100 万 ha と広大であることが、途上国であることによる低賃金と相まって農業部門に比較優位性をもたらす条件となっている。農家 1 戸当たり農地面積は 3.6ha である。また熱帯・亜熱帯の温暖な気候は、1 年を通じた作物栽培を可能にする。中部平原を中心とする灌漑可能な水田では、コメの二年五作や三期作が可能であり、固定資本が年に複数回利用できることの結果としても低い生産費が達成される。

しかし国土の多くは意外に乾燥している。雨期と乾期が明確で降水量の年変動も激しく、年によっては 1,000mm そこそこという地域が多い。水資源は決して豊富とはいえず、灌漑設備の整った面積は、中部平原を中心に全農地面積の 4 分の 1 ほどしかない。しかもタイが誇る広大な農地の半分ほどは、主に熱帯季節林から戦後の期間において転換されたものである。FAO 統計によると、1961 年に約 3,000 万 ha あった森林は、90 年代までに 1,500 万 ha 程度にまで減少した。東北タイを中心に天水田稲作と畑作が拡大した。伐採禁止令が数次にわたって施行され、近年森林面積の顕著な減少は見られなくなった。現在の森林面積割合は 3 分の 1 ほどである。戦後開拓の中心である東北タイでは、塩類化による土壌劣化などにより、持続性を欠いた農業生産の拡大が問題視されている。またエビは外貨の稼ぎ頭のひとつだが、養殖場の開発のためにマングローブ林を破壊したり、水田地帯の土壌を汚染するなどの環境問題がもたらされた⁵。



第1図 タイの主要農産物生産量の長期トレンド（1961/62～2009/10年産）

資料：ゴムと養殖エビは *Agricultural Statistical of Thailand*, various issues, OAE.他の作物は *FAOSTAT*, FAO.

第1図に養殖エビと生ゴムを含むタイの主要農産物の生産量の推移を示す。いくつもの農産品の目覚ましい躍進ぶりが明らかである。畑作での商品生産の主役は、キャッサバ、サトウキビ、ゴム、果樹などである。

でんぷん質を多く含むイモ類のキャッサバは、主に養豚用としてかつて EU を中心に輸出された。数百万トンのオーダーであった。1992 年からの CAP 改革によって飼料価格の低下した EU 市場はその後急速に縮小した。代わってデンプンへの加工用途需要が拡大し、さらに近年ではバイオエタノール原料として注目が集まっている。わが国は UR 農業合意によって 1995 年から関税化したデンプンのミニマムアクセス枠 15 万トンのうち、およそ 10 万トンタイから輸入している。2007 年以降は戦後第2のキャッサバブームと言えるが、2010 年には深刻な病害虫が発生して大きなダメージとなっている。

トウモロコシに輸出余力はないが、わが国などへの輸出が堅調な鶏肉部門の飼料などとして、国内需要をおおむね賄っている。飼料用(ミール)・油脂用として需要の伸びている大豆の生産には競争力がなく、1990 年代以降生産は縮小の一途をたどり、輸入依存を高めている。

熱帯に位置するタイで、ホルスタイン種の牛が草をはむ風景は想像しづらいかもしれない。確かに原料乳換算で 80 万トン台という生産量は、わが国(およそ 800 万トン)に比べてもおおきく小規模である。しかしもともと消費習慣のなかったタイでは、栄養的な観点からその摂取が政策的にも奨励され、また洋風化する食生活の中で、牛乳・乳製品の消費は質・量ともに向上している。全体の消費量が増加していることから、市場に流通する製品は、還元乳など輸入原料によるものがなお過半を占めているとみられる。しかし、乳牛の品種改良などの技術開発、新規入植への低利融資や補助、支持価格と国境障壁などの政策的支援に多くを依存しつつも、タイの酪農業は実は順調な成長を遂げてきたのである⁶。

コメは代表的輸出作物として近年でもなお成長を続けているが、いうまでもなく国民の主要な食料・主食でもある。栽培されているのは日本種米のような短粒種(japonica 種)やカリフォルニア米のような中粒種(javanica 種)ではなく、長粒種(indica 種)である。長細くてパサパサしたコメを連想する向きもあるが、東北部や北部では長粒種は長粒種でも糯米^{もちまい}が伝統的な主食である。コメは 300 万を優に超える農家によって全国で栽培され、自給用の生産も多い。

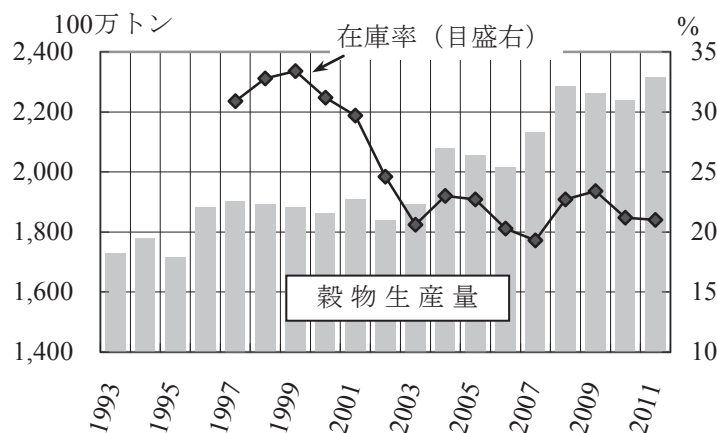
(2) 近年の国際農産物市場の動向と政治的作物としてのコメ

レスター・ブラウン氏の『誰が中国を養うのか』がわが国でも脚光を浴びた 1990 年代半ばの「食料危機」の後、久しく主要食料の国際市場は緩和基調となった。平穏が破られたのは 2006 年の後半頃からである。天候不順によるトウモロコシを中心とする粗粒穀物および小麦の不作が主要な生産国で相次いだ。これに主要輸出国による輸出規制および輸入国による関税引き下げや政府買い付けなどが加わった。アメリカや EU などによるバイオ燃料生産の推進策が、食料農産物への新たな需要を政策的に作り出した。投機資金も流入したといわれる。2008 年の春から夏にかけて、トウモロコシ、小麦の 2 品目にコメを加えた

3 大穀物の国際価格は名目値でそれぞれ史上最高水準を記録した⁷。

2007-08 年頃の動きがどのように生じたか、また長期的視点からはどう評価されるのかについては、既に多くの文献が考察した⁸。ともあれ、第2図に示すように2008/09年産の世界の穀物生産は史上最高水準を記録し、3大穀物の国際価格はしばし落ち着きを取り戻したが、2000年代前半ほどの低水準に戻ることはなく、その後2010年の生産量の減少を反映して、ふたたび上昇基調となっている。米国産トウモロコシの市場価格は、再び市場最高値を更新した。ただしドル安の動きには注意しておく必要がある。

2011/12年産の世界全体の生産量は小麦、粗粒穀物、コメのいずれもが増加の見通しである。



第2図 世界の穀物生産量と在庫率の推移：1993/94年産～2011/12年産

注. 資料はFAOSTAT（～2006/07年産）および*Crop Prospects and Food Situation*, FAO, various issues（2007/08年産以降、最新版は2011年3月付）、*FAO Cereal Supply and Demand Brief*（2011年7月）、<http://www.fao.org>。2009/10年産は推計値、2010/11および2011/12年産は予測値である。コメ、小麦、粗粒穀物の合計で、コメは精米換算値。在庫率とは総消費量（Utilization）に対する期末在庫の比率。

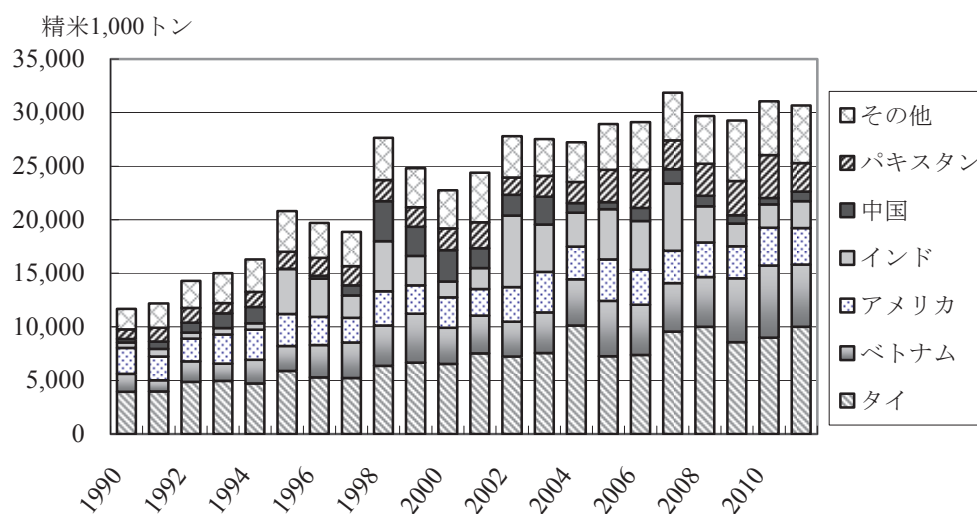
3大穀物をひとまとめにすると概要は以上のとおりである。しかし内訳を見ると、コメは小麦および粗粒穀物とはかなり異なる動向を示した。つまり、多くのコメ輸出国および世界全体の生産量は、2006-08年頃および2010年産について必ずしも減少したわけではない。消費は短期的にはあまり変動しないことを考慮すると、コメの国際価格は在庫率および直近におけるその変動を左右する生産量という、需給のファンダメンタルズとは必ずしも連動しない動きを示したといえる。しかも2008年における価格のピークは、小麦およびトウモロコシよりもコメの方がはるかに高かった。

理由は主要食料同士、あるいは穀物同士の代替関係が強くはたらいたこと、そして主要な生産・消費国が途上国で、貧しい消費者を含む多くの人々の主食穀物であるというコメの特殊性に起因すると考えられる⁹。後者の意味とはすなわち、コメという作物のもつ政

治性にある。大規模な生産・輸出国、かつ消費国であるインドとベトナムは相次いで輸出禁止措置を発動し、フィリピンをはじめとする輸入国もおそらくは必要以上にオーダーを増加させたことが、2008年における国際価格の異常なまでの高騰をもたらした重要な要因であったと思われる。第3図にみるようにコメの主要輸出国はアメリカを除きいずれもアジアの途上国であり、主要輸入国もまた、多くがアジア・アフリカの途上国である。

貧困層を含む国民に対して主食を安定的に供給することは、特に途上国政府にとって最大の関心事項であり、需給のファンダメンタルズが牽引する通常のマーケットでは起こらないであろう反応が起こるのは、コメの国際取引の多くが政府によって主導されているからである。後述するようにタイでも、かつては輸出業者による比較的自由的な取引が主流であったコメ輸出において、政府間（GtoG: Government-to-Government）取引が2000年代になってから逆に台頭する傾向を見せている。

タイにとっては重要なエネルギー作物だが、3大穀物ほどには成熟した国際市場を形成していないキャッサバの市場価格は、3大穀物に引きずられる動きを見せた。またいまいひとつ重要な輸出品目である砂糖の国際価格は、2006年頃に高水準となったが、2007年頃には穀物価格とは逆に落ち着きを見せていた。しかし2008年からは再び徐々に上昇を示し、その後さらに騰勢を強めて2010年終わり頃のピークに達した。2011年5月においても国際価格は2008年頃の2倍ほどの水準である。



第3図 主要国によるコメ輸出動向：1990～2011

注. 資料はアメリカ農務省 *Rice Yearbook 2010 & Rice Outlook Feb. 2011*,
<http://www.ers.usda.gov/Briefing/Rice/> 2010年と2011年は予測値。

(3) 国際市場におけるタイ米の地位

タイ米は国際市場において、ベトナム米などとの比較において「高級」な商品として位置づけら

れる。特に Khaw Hom Mali または Khaw Dok Mali と呼ばれる香米の評価は高く、通常のタイ米（Grade B 100% White）よりもかなり高値で流通・輸出されている。^{カーオ}Khawとはコメの意なので、単にホンマリとよばれることが多いようである。独特の香りがタイの国花である茉莉花（Mali, 英名は jasmine）の香りに例えられているのであろう。タイ人による英語表現は jasmine rice, aromatic rice や fragrant rice である。なお通常のタイ米にしてもベトナム米に比べて若干の高値である。またコメ（長粒種）の品質は、より長く、より細いほど評価が高くなるという。

かつて、ホンマリの独特の香りを出すためには天水稲作でなければならないと見られ、東北タイのいわば特産品であった。しかし 10 年ほど前から、中部平原のパトン・タニ（Phatum Thani）という地域の名を冠した新品種のコメが、従来のホンマリに近い芳香を放つコメとして台頭し、現在ではかなりの市場シェアを占めるようになっている。また東北タイで栽培されるホンマリと同じ品種のコメは、当地域以外では主に北部の三県で栽培されている。Provincial Hom Mali（後述）と呼ばれる。

近年、ホンマリ米のブランドを不正使用するケースも報告されている。アメリカで開発された香米に Jazzman という命名がされたり、アルゼンチンなどで Thasmin という商品が流通したりしたという。報道では、紛らわしい命名と本物との混米に注意が喚起されている（いずれもバンコクポスト紙の 2009 年 9 月 30 日付および 2011 年 4 月 4 日付など）。ブレンド米も含めて、ホンマリ米の名前を騙る商品はおそらく市場にあふれているのであろう。

またタイが供給するいまひとつの代表的な国際商品としてパーボイルドライス（Parboiled rice）と呼ばれる加工米がある。これは粳のまま煮沸したコメを脱穀した商品である。長時間再び煮沸しなければ柔らかくならない個性派商品だが、傷みづらくミネラルなどの栄養素が豊富で、アフリカ諸国を中心に根強い需要がある。タイ人は食べない。単純な精米に比べて大規模な資本設備を要すること、また主要な供給国であったインドが 2008 年以來輸出を制限していることから、タイの供給力が国際市場をリードしている。

第 4 図に、国・商品別に見た国際市場における価格の違いを示す。ホンマリ米は、伝統的な高級商品であるバスマティ米や在外の日本人が好むカリフォルニア米並の高価格である。第 4 図ではタイ米よりも低価格なのはベトナム産しかないが、ビルマやカンボジアがさらに低価格の商品によって国際市場への参入を進めている。インド産の非バスマティ米も低品質・低価格米とされる。

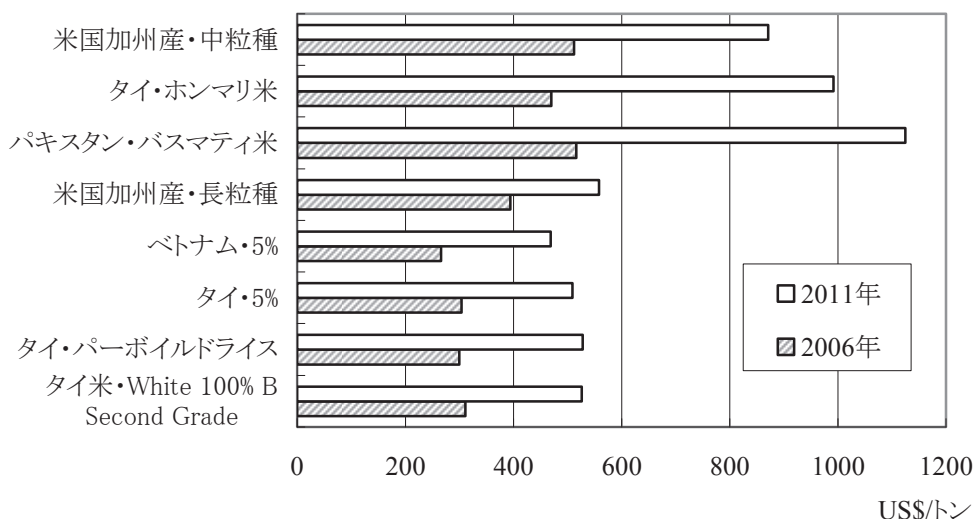
3. 主要農産物の需給にかかわる諸施策

－2009/10 年産の農家所得保証政策導入以前－

（1）競争力から見た主要農産物の分類、国際競争力と対外関係

タイといえども、あらゆる農産物が国際競争力を持つわけではない。対象年次を 2009～

2012 年とする現行の農業戦略の 4 カ年計画では、主要農産物について自国の国際競争力を反映する分類を行っている。つまり、①国際競争力を有することから輸出を振興する作物：コメ、エビ、鶏肉、ゴムなど、②輸出を拡大するだけの競争力は認められない場合もあるが国内生産を振興したい作物：サトウキビ、パーム、キャッサバなどのエネルギー作物、牛肉など、③国際競争力がなく国内生産の効率性を高めなければならない作物：ニンニク、タマネギ、牛乳、紅茶、コーヒーなど、の 3 分類である。



第 4 図 国際市場における品目別・国別にみた価格格差 (f. o. b. 輸出価格)

注 1) 出所は *The FAO Rice Price Update - June 2011*, FAO ウェブサイト.

2) 米国加州産・中粒種米は袋詰め.

またタイは 1994 年の GATT/UR 農業合意において、第 1 表にある 23 品目の農産品を関税化品目として譲許した。途上国のステータスにより、UR 農業合意における約束期間は 1995～2004 年までである。わが国など先進国は 2000 年までであった。ミニマムアクセス（クォータ）に適用される 1 次税率は砂糖とタバコの葉でかなり高いが、他は概ね 20～30% である。一方、クォータ外の 2 次税率は数十～二百数十%である。

かつて 2000 年頃まで、ミニマムアクセス枠一杯の輸入実績があったのは、国内生産の競争力が劣り、需要が順調に伸びていた粉乳、ジャガイモ、大豆・大豆かす、タマネギ、パーム油・核などだけであった。しかしその後は、対中国をはじめとする FTA の締結などにより、多くの国に対して特惠税率を供与してきた。第 1 表の品目中ニンニクについては、2010 年産の国内生産量 68,000 トンに対して、中国などからの輸入が 2009 年には 10 万トンを超えた（タマネギ、シャロットなどを含む）。さらに 2010 年 1 月には、ASEAN の CEPT（Common Effective Preferential Tariff）とよばれる域内特惠によって、ついにタイはメンバー国に対して基本的にはゼロ関税を適用するに至っている。

今なお貧しい農業国を含む ASEAN のメンバーに対しては、タイといえども価格競争力

を発揮できないケースがしばしばある。第1表にある関税障壁によって仮に内外価格差が生じる場合には、特惠によるゼロ関税を供与される ASEAN 諸国からの輸入が発生するだけではなく、これらの輸入品は結果的にその内外価格差による恩恵を受ける。これは理屈上の可能性としてではなく、後述するように、その政策が保護的な色彩を強めているコメの市場において、近年実際に発生している問題である。

第1表 UR 農業合意による関税化品目

ミルク・クリーム(20,41)	コショウ(27,51)	砂糖(65,94)
粉乳(20,216)	トウモロコシ(20,73)	インスタントコーヒー(40,50)
いも類(27,125)	コメ(30,52)	大豆かす(20,143)
タマネギ・シャロット(27,142)	大豆(20,80)	タバコの葉(60,72)
ニンニク(27,57)	タマネギの種(30,218)	生絹(30,226)
ココナッツ(20,54)	大豆油(20,146)	乾燥竜顔(30,53)
コーヒー豆(30,90)	パーム油・核(20,143)	コブラ(20,36)
茶(20,90)	ココナッツ油(20,52)	

出所：Itarattana (1998). () 内の数値は、一次税率および 2004 年以降の二次税率(%)。

(2) 農業支持および市場安定対策

1) AMS でみるタイの国内農業支持政策

農産物の国内需給管理では、コメ、サトウキビ・砂糖、大豆、牛乳、キャッサバなど主要な食料および原料農産物について、すべて生産者段階、小売段階での公定価格が設定されている。輸出品目の場合、かつて価格水準は市場動向に応じて弾力的に設定されてきたと見られ、結果として概ね競争的な水準に落ち着いていたと思われる。途上国としての特徴を持つ主要な農業支持政策とは、灌漑や肥料などの農業投入財や技術開発などが中心で、生産物に対する補助金は限られていた。また先の第1表が示す関税障壁は、タイといえども多くの農産物が潜在的には保護されていることを示すが、それが国内価格を目に見えて引き上げていたとは考えられない。

生産物価格を通じた政府介入としては、有名なアメリカのマーケティングローンとほぼ同じ仕組みの制度である担保融資制度が、コメ、キャッサバ、大豆、トウモロコシをはじめとする多くの主要農産物に対して、1980 年代から適用されてきた。なお主要農産物の一つであるサトウキビないし砂糖については、その生産構造の特殊性から、この担保融資制度ではなく別途の制度が適用されている。クオータ制度と呼ばれる本制度の概要については、項を改めて概説する。

担保融資制度の基本的な仕組みとは、生産者が、収穫した生産物を担保として公的な融資を受けるといったものである。申し込みが可能な数量はかなり限定的である。生産者は市況を見つつ生産物を販売して借入金を返済していくことになるが、かりに生産物価格が融資単価よりも低下した場合には、生産物を手放して(質流れにして)、当初の融資金を確保するという選択ができる。

したがってこの場合、当初の融資単価は、結果として農家に保証される生産物の最低価格となる。

しかしかつて融資単価は平均的な市場価格よりもかなり低く設定されてきたので、本制度はあくまでも収穫直後における農民に対する経営・生活資金の低利融資として機能し、またそれほど多くの生産者が参加するものでもなく、限られた数量枠すら満たされることはなかった。したがって 2000 年代のタクシン政権以前には、アメリカのように支持価格による買い入れないし不足払いとして機能することはなかった。融資単価(アメリカの制度でいえばローンレート)は、市場価格よりも高く設定されなかったからである。タクシン政権下におけるコメを対象とする本制度の変遷については本節(3)で詳述する。

さて次に、以上のように要約される国内農業を支援する各種政策を、タイ国政府による WTO への通告内容によって定量的にとらえてみよう。まず第 2 表は 2007 年における国内補助の総額である。AMS とは、助成合成量 (Aggregate Measurement of Support) とよばれる指標で、UR 農業合意上削減すべき自国農業に関する国内保護の程度を金額で評価するものである¹⁰。通常は関税をとともなう市場価格支持や不足払いのような生産物に対する直接支払など、対象となる作物・数量が特定できる政策による補助金額および投入財への経常補助金などをすべて合計した一つの数値「総合 (Total) AMS」として表現される。黄色の補助金 (Amber box) と呼ばれる。

ただし品目特定の補助金にあっては対象農産物の国内生産額の一定割合、および品目が特定されない補助金にあっては農業総生産額の一定割合を、それぞれ超えないものは僅少基準 (ラテン語の *de minimis*, デミニマス) として、総合 AMS、すなわち削減すべき AMS には計上されない。僅少基準は、わが国など先進国については 5%、タイなど途上国については 10%とされる。また途上国であるタイの UR 合意の約束期間は 2004 年まで、総合 AMS の約束水準は 1995 年が約 218 億バーツ、最終年次までに 13.3%を削減して 2004 年までに約 190 億バーツとなる。ちなみにわが国など先進国の場合、約束期間は 1995~2000 年、総合 AMS の削減幅は 20%である。後発国は削減義務を負わない。

黄色の補助金に対して、UR 農業合意上削減の対象とならないのが、インフラ投資、研究開発、災害対策、いわゆるデカップリングなどを中心とする緑の補助金 (Green Box)、および生産制限と関連付けられその位置づけが曖昧な青の補助金 (Blue Box) である。また途上国については投資への補助金が、さらに「低所得国」に分類される国(タイも含まれる)は投入財補助金も、削減対象から除外される。タイの農業保護政策で青の補助金に該当するものはない。

アジア開発銀行ウェブサイトによる 2007 年の農業 GDP 約 9,100 億バーツ (1 バーツ 2.7 円として 2.5 兆円) に対する第 2 表の国内農業補助金額の割合は、緑の補助金額・約 350 億バーツ (同 950 億円) で 3.9%、AMS・150 億バーツ (同 410 億円) で 1.7%にあたる。同様の数値を 2005 年度 (WTO 通告の最新年次) のわが国について算出すると、農業・食料関連産業の経済計算による 4.7 兆円の農業 GDP に対して、それぞれ 1.9 兆円および 5,900 億円、したがって 40%および 13%である。タイの農業保護の程度の低さが明らかであろう。

第2表 タイによる国内農業保護—WTO への通告—

単位：100 万バーツ

	2005	2006	2007	構成比 3年平均
AMS(黄色の補助金)	17,617	12,385	15,054	18.5%
緑の補助金(下記項目の合計)	30,004	33,949	35,092	40.7%
インフラサービス	20,050	25,382	25,518	29.2%
病虫害対策	569	1,185	3,390	2.1%
研究開発計画	2,676	2,290	2,382	3.0%
普及	3,735	2,912	2,371	3.7%
検疫	796	346	830	0.8%
訓練	1,553	794	332	1.1%
農民組織支援	624	1,040	269	0.8%
投入財補助金	16	100	0	0.0%

注.資料は WTO へのタイ国政府による通告, <http://www.wto.org>.

次に第3表は2005～2007年間における品目別にみたAMSである。表中、白抜き数字は僅少基準によってAMS合計には計上されない補助金額である。2005年のみキャッサバとコーヒーにかかる補助金額が総合AMSに計上されているが、基本的にはタイの黄色の補助金はコメを対象とするものに限られていることがわかる。

通告によると、コメへの補助金の内容としては低利融資(Soft Loan)と先の担保融資制度(Paddy Pledging Scheme)が記載されている。しかし上述のように、前者の機能とは担保融資制度のもつ政策機能でもある。品目特定の計上されていることから、担保融資制度に由来するものと類推される。また2004年以前の通告では、コメに関するAMSとして、市場価格への介入(Market Price Intervention)も計上されていた。この機能もまた融資担保制度が持つ政策機能である。実態として、コメ部門を対象とする黄色の補助金にあたる制度は他には見当たらないので、以上の3項目はいずれも担保融資制度に由来するものと類推される。

コメ以外の品目にかかるAMSはすべて市場価格介入による補助金額である。やはり、市場価格が低迷した年に担保融資制度による買い入れ量が比較的多くなったときに該当品目について計上されているのであろう。ただし多くの場合は、国内生産額の10%未満の僅少基準によって削減すべき総合AMSには計上されていない¹¹。

古い年次の数値は示さないが、タイがWTOに通告する1995年以降における総合AMSをみると、2007年までの期間では約束水準を超えることなく推移している。年次変動を伴いながら、120億バーツ台から約200億バーツがコンスタントに計上されている。主役はコメだが、キャッサバ、コーヒー、ココナッツ、パーム油なども年によっては総合AMSに計上されている。

第3表 タイのAMSの品目別内訳

単位：100 万バーツ(%)

年次	2005		2006		2007	
品目	金額(国内生産額に対する割合%)		金額(国内生産額に対する割合%)		金額(国内生産額に対する割合%)	
AMS合計	17,617		12,385		15,054	
コメ	13,547		12,385		15,054	
トウモロコシ	640	(3.4)	—		14	(0.1)
キャッサバ	3,834		1,776	(6.1)	994	(3.1)
コーヒー	236		—		—	
ランブータン	32	(1.0)	—		—	
ニンニク	27	(1.1)	—		—	
竜顔	443	(5.5)	414	(7.8)	244	(4.9)
シャロット	—		—		125	(3.5)
鶏卵	—		70	(0.4)	—	

注1) 資料は第2表と同じ。UR 農業合意上の AMS 約束水準は、基準年の 1995 年が 21,816.41 百万バーツ、目標年次の 2004 年が 19028.48 百万バーツである。

2) AMS (Aggregate Measurement of Support) とは、1994 年の UR 農業合意により加盟国に削減が義務づけられた国内農業保護の水準を示す指標である。本文も参照されたい。

3) 白抜き数値は、UR 農業合意上削減されるべき AMS 金額には計上されないことを意味する。

2) 砂糖に関するクォータ制度

砂糖・サトウキビは、戦後のタイにおいて商品作物として最も成功的に発展した部門である¹²。当該部門の発展のためには、まずもって製糖工場が設立されることが必要となるが、当初は政府による支援が与えられ、後に銀行部門がそれを引き継ぐ形での産業展開を行った。かつての生産地は中央平原が中心であった。その後、広大な東北地域にも製糖工場が建設されることで生産地を次第に拡大してきた。近年における砂糖の国内生産量は 600-700 万トンで、そのうちおよそ 400 万トンを輸出している。タイはわが国にとって最大の粗糖の輸入先で、2010 年の粗糖輸入量約 120 万トンのうち 52 万トンがタイからである。

産業全体が政府の管轄下にあり、原料・卸売・小売の全ての段階の価格が統制されているが、産業保護的な色彩は弱い。1984 年のサトウキビ法にもとづき、価格はサトウキビ評議会で決定される。評議会は農業者、製糖業者、政府の 3 者からの代表によって構成される。政府機関は商業省、産業省、農業・農業協同組合省の三省がかかわる。概ね以下のように運営される¹³。

まず最終製品である砂糖を A 糖、B 糖、C 糖の三種類に分類する。A 糖は国内消費仕向けを前提とする割り当てで、B 糖および C 糖は輸出仕向けに割り当てられる。B 糖は長期的な契約を前提とする割り当てとされる。結果として、生産量の変動分は C 糖の数量に反映する。

2006 年時点で 46 の工場からなる製糖部門は、国内需要に応じた数量の A 糖をまずは供給することが義務づけられている。各社には工場の生産能力に比例した供給量が割り当てられる。メーカーからの卸売価格および末端の小売価格は上限が定められる。B 糖と C 糖は国際価格に直面する。国内の公定価格水準の決定には、国内の消費者を保護する観点が加味され、特に国際

市場が逼迫すると国際価格を下回る傾向が高まる。

農家レベルのサトウキビ価格は、サトウキビ評議会での協議によって、まずは 10 月の収穫期に暫定的な水準が決定され、製造・販売・輸出の一連のビジネスが完了した後、最終的に精算される。暫定価格決定の際には、国際市況とその見通し、メーカーと輸出先との既往の契約などが考慮される。しかしながら上記の暫定価格は、当該年に関してはサトウキビ生産農家に対する保証価格として機能する。なぜなら仮に最終的な精算価格が暫定価格を下回るときには、その差額は農業・協同組合銀行(BAAC)からの借り入れによって当面は賄われ、次年度以降の生産者価格の決定要素として繰り越されるからである。製糖業者は原料調達において同業者との競争に晒され、また安定的に原料を供給するサトウキビ生産者が他の競合する作物への生産転換をしないように、上記の暫定価格をできるだけ魅力的なものにしようとするインセンティブがはたらいっている。

(3) コメを対象とする担保融資制度の展開－生産者保護的な政策への傾斜－

冒頭で述べたように、近年のタイの農業政策は生産者保護的な性格を強めてきたように見受けられる¹⁴。この傾向は、多くの農民がかかわるコメについて特に顕著である。先に紹介したコメを対象とする担保融資制度をみると、2001 年に成立したタクシン政権下で市場価格との対比でみたその融資単価が引き上げられ、対象数量が拡大された。本制度は、灌漑設備が整備されていない天水稲作の作付時期にあたる雨期作米(Major rice とよばれる)と乾期作米(Second rice)にわけて適用される。前者は当該年産について政府買い入れ時期が 11 月～翌年 2 月間と設定され、後者は政府買い入れ時期が 3～7 月頃と設定される。

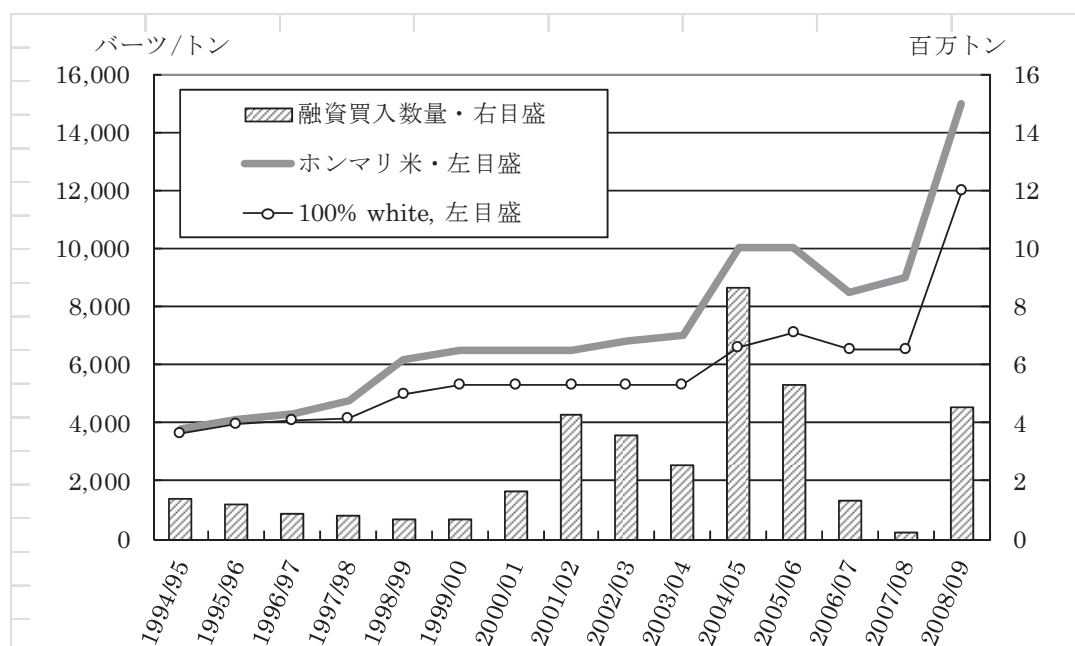
(2) の 1) で触れたように制度本来の目的は価格の支持ではなく、出来秋における農家資金の供給と農家手取りの安定にある。仮に政府による市場介入と国際市場からの影響がなければ、米価の季節変動における通常のサイクルとして、大量のコメが市場に出回る出来秋に最も低く、その後次第に上昇する傾向を持つ。金利と倉敷料が勘案されるからで、タイのケースでは最大 10%を超えるという。

したがって政府買い入れが出来秋に実行され、その後の市況を見ながら農家による買戻し、すなわち政府在庫の放出が行われる制度運営を前提とすれば、市場価格並みの融資単価を設定しない限り、売買逆ザヤによる大規模な財政負担が発生する事態は念頭になかったと考えられる。かつての融資単価は政府が設定する市場における目標価格の 80%、その後タクシン政権となるまでも同 90%とされた。実際に限度数量いっぱいでの買入が行われたことはない(後出の第 5 図)。政府の財政的な負担は、通常の年であれば 100 億バーツ(270 億円)程度ということであり、2007 年のように、政府在庫が潤沢にある状況で国際価格が出来秋よりも大幅に高騰した場合には、政府にとって順ザヤになったと思われる。

本制度の特徴によって、政府の買入数量は最低保証価格としての融資単価と国際価格との相対的な関係に依存する。第 5 図は 1994 年産以降の融資単価と政府買入数量の推移である。雨期作米についてのみ示す。市場価格を反映してホンマリ米と通常の白米(100%

White) の融資単価はかなり水準が違う。図では省略しているが、糯米の融資単価は白米よりも高い。買入数量は当初のものであり、後に生産者が融資金を返済して買い戻した数量は控除していない。直近の例では、そもそも政府への売渡が低水準であった 2007/08 年産の雨期作米で、当初 23.9 万トンが政府が買い入れた後、大半の 18 万トンが買い戻されている。

2000/01 年産まで 200 万トンを超えることのなかった政府の買入数量は、国際価格が極めて低水準となった 2001, 02 年に急激に増加したことがわかる。しかしさらに注目すべきなのは、国際価格が若干上向いたはずの 2004, 05 年にも、500 万トンを超える買入数量となったことである。これはタクシン政権の基本的なスタンスを反映して、融資単価が大幅に引き上げられたことによるものと考えられる。



第 5 図 雨期作米の融資買入価格と買入数量の推移

注. Nipon(2010). 原資料は Office of Agricultural Economics (<http://www.oae.go.th>)および Department of Internal Trade (<http://www.dit.go.th>). 買入期間は、11 月～2 月。買入数量には生産者が融資を返済して買い戻した数量を含む。

このように、担保融資制度が生産者の手取り価格を引き上げるかたちで市場への介入度合いを高めると、積みあがった政府在庫の処分にも制約が高まる。特に国内市場への不用意な放出は、せっかく支持しようとしている生産者価格を引き下げることになる。ここで採用されている政策とは、①政府米は、輸出されることを条件として、オークションで商社に払い下げられる、②政府間取引 (G-to-G, Government to Government) によって輸出される、の二通りである。

全体として、国内生産物の一部が市場価格を上回る価格で買入れられ、その多くが国内市場から隔離されることになるので、本制度にかかわる生産物であるかどうかとはかわらず、一般的な意味でも国内市場価格が支持されているであろうことを含意する。

次に、2000/01 年産以降の通常米（粳米の状態）でみた融資単価の動きをフォローしよう。

（ ）内には、市場価格に対応するとみられる農業経済局・*Agricultural Statistics of Thailand* の雨期作米生産者価格を記して対比する。農業経済局データでは、通常の白米のほか、それよりも市場価格の高いホンマリなどの香米ともち米を含む加重平均価格であることにも留意願いたい。

融資単価は、まず 1999/2000～2003/04 年産までの 5 年間で約 5,300 バーツ/トン（5,390 バーツ/トン）であったのに対して、2004/05、2005/06 年産は同 6,600 バーツ（6,741 バーツ/トン）と 7,100 バーツ（7,164 バーツ/トン）に引き上げられた。第 5 図に見るように融資買入量が拡大し公的在庫も膨大となった。しかし 2006 年秋にクーデターが起こり、状況が一変する。2007 年暮れの総選挙まで軍政と省庁主導による政策運営のもと、国際的な食料需給逼迫という状況にも直面しているにもかかわらず、2006/07 年産の融資単価が 6,500 バーツ/トン（7,390）に引き下げられたのである。しかもこの融資単価は 2007/08 年産の雨期作米まで維持された（市場生産者価格は 9,950 バーツ/トン）。これが 2007/08 年の雨期作米買入数量が上記のような激減を示した背景である。

サマック氏をリーダーとするタクシン派政権は、融資単価が国際価格を大幅に下回る状況で復権し、すぐに 2007/08 年産の乾期作米の融資単価を大幅に引き上げる政策をとった。その水準は、通常の白米で 14,000 バーツ/トン、ホンマリ米では 15,300 バーツ/トン（いずれも粳米）である。

ここで上記の白米融資単価 14,000 バーツは、精米状態の FOB ベースでは概ね 750 ドル/トンに対応するとされる。FOB 価格が 5 月の 900 ドル台から 11 月には 600 ドルを切るような低下を続ける中で、政府買入実績は限度数量に迫るほどの水準となった。また農業経済局データによる 2007/08 年産乾期作米の生産者価格は、12,127 バーツ/トンであった。2008 年における乾期作米融資単価の引き上げは、市場の趨勢を超えたものあったと考えられる。

すでに輸出価格の低下を目の当たりにしていた夏時点まで、2008/09 年産雨期作米の融資単価を二期作米と同じ水準とすることを予定していたタクシン派政権ではあったが、10 月にはさすがに融資単価の引き下げを決めざるを得なかった。引き下げ幅は、代表品目である通常米（100% White）がトン当たり 2,000 バーツ（約 14%、12,000 バーツへ）、ホンマリ米が同 1,000 バーツ（約 6%、15,000 バーツへ）で、モチ米は融資単価 9,000 バーツ/トンのまま据え置きである。

しかし融資単価の上記引き下げ幅は市場の動向を適切に反映してはいないと考えられる。2009 年初の 100% White の FOB 価格（精米ベース）は、通常米の生産者価格 14,000 バーツ/トン（粳米ベース）に対応するとされる 750 ドル/トンに比べると約 20%低いので、これらの融資単価は生産者にとってかなり魅力的なものだったと考えられる。

ともあれ以上のように 2008/09 年産までの担保融資制度の方向性が定まったところで、民

主党・アピシット政権が成立した。担保融資制度は、タクシン派から民主党へと一期のみ引き継がれたのち、2009/10 年産からの新政策導入へと進むことになった。

4. 農家所得保証政策の導入と成果

(1) 導入の契機—担保融資制度と政府買入制度の問題点—

2009/10 年産からの農家所得保証政策（FIGP : Farm Income Guarantee Policy）が導入される契機となった、特にコメを対象とする担保融資制度の問題としては、以下の諸点が指摘されてきた¹⁵。

1) 高すぎる融資単価は市場価格支持として機能

担保融資制度は、その制度の仕組みから明らかなように、融資単価を市場価格よりも高く設定してしまうと、一種の市場価格支持として機能することは上記のとおりである。前述のように UR 農業合意のもと、タイのコメ市場は潜在的には関税によって保護されていることになるので、少々の内外価格差が発生することは起こり得る。また放出される政府在庫は基本的に輸出仕向けなので、国内市場価格を国際価格よりも高く維持することが可能である。

しかし ASEAN の共通関税（CEPT）のもとで、タイは他のメンバー国に先駆けてコメを含む農産物のゼロ関税を、許可制が残存するなど不完全ではあるにしても 2010 年 1 月から実施することになっていた。このため内外価格差を発生させる政策は、メンバー国からのコメ流入圧力を高める。実際には 2010 年以前から、国際価格よりも高いタイの国内価格を享受するため、カンボジアなど近隣国からのコメの密輸が問題化していた。なかには国産を偽装して融資単価を享受する不正も数多くあったとされる。

したがって第 1 に、ベトナム、さらに続いてカンボジア、ミャンマーという台頭する近隣のコメ生産・輸出国からの輸入の拡大を防ぐためには、市場価格支持という仕組みは明らかに好ましくないのである。

第 2 に、非常に基本的な経済理論的枠組みから見ても、市場価格支持はもっとも生産刺激効果の高い政策である。しかもそれは、量的な意味での生産を刺激する効果が高くなりがちである。一般に、このような政策の運用においては微妙な品質差を適切に反映した支持価格の適用は困難なため、相対的に低品質のコメ生産が増える。国際市場において「高品質」を売りにするタイ米にとっては大きな足かせである。また稲作生産の拡大は、多くの場合、灌漑地域の二期作、さらに三期作が担っている。主要な輸出入米生産地域である中部タイは、必ずしも水資源に恵まれた地域ばかりではない。経済発展が進む中、ますます希少となっている天然資源である水への圧力が問題視されている。

2) 農業者・生産者の所得を支持する効果と財政負担、WTO との整合性

第1に制度の仕組みそのものがもつ問題として、財政負担の内容が不透明になりがちである。実質的な政府買い入れとなる融資、政府米となった生産物の保管と管理、そして払い下げの手続きが一巡しなければ収支としての財政負担は明らかとならない。この手続きは年産をまたぎ、国際価格と国内市場価格が変動する環境のもとで進行する。さらにタイの政策運用が固有に抱えているとみられる政治および行政の不透明性、ないしは政策ガバナンスの悪さがある。

最後の点は次項で説明するとしても、融資買い入れ、保管を含む政策全体としての財政負担の規模は先に見た WTO に通告している金額より、はるかに大規模であるとされる。もっとも後述するようにコメをめぐるタイの政策の展開において、WTO との整合性が明確には意識されている様子はない。

第2点として、農民の所得への寄与、すなわち生産者支持としての効果は、そのような財政負担の割には意外に小さい点が問題視されている。2005/06 年産を対象とする Poaponsakorn(2010)による見積もりでは、当時の白米の融資単価 7,100 バーツ/トンに対して、政府損失は 3,600 バーツ/トン、総額では 190 億バーツに及んだ。これに対して農民の受けた恩恵、すなわち市場価格と融資単価の差額は 1,360 バーツ/トンに過ぎなかったという。政府損失と農民の利益との差額は、在庫の保有・管理、品質の劣化などによって発生したと考えられる。この 190 億バーツという金額は、タイが UR 農業合意で譲許する AMS の総額に相当する（実際に WTO に通告したコメの AMS 金額である 135 億バーツとは異なる）。

第3の問題は、政策の恩恵が、比較的貧しい小規模生産者よりも大規模な生産者に及ぶとみられることにある。プログラム参加の有資格者は「稲作農家」であり、また比較的恵まれた生産者への過度な支援とはならないように、融資を受けられるコメの数量には1農家当たり 35 万バーツの上限があった。しかし支持の対象はあくまでも生産物の市場価格である。実務上も精米所段階の価格がターゲットになる。価格支持としての利益は、農家と精米所・商人で折半になるばかりではなく、商品化されずに自家消費されるコメは、本プログラムの対象とはそもそもならないのである¹⁶。また不正によって、関連業者が利益を得たり、隣国からの密輸米が支持価格の恩恵を受けたりするケースもあるという。

3) 汚職・不正の温床としての担保融資制度

農民および末端の精米所など生産サイドにもたらされる支持価格による恩恵とは別に、本制度は膨大な利権を生み出してきた。それは公的在庫を請け負う倉庫料の発生をはじめとして、公的機関が行う商行為にともなうどここの国でも見られるような通常「ありがちな」利権の範囲を、はるかに超えるものとみられる。

第1に、輸出に仕向けられることを前提として払い下げられる政府在庫米のオークションのプロセスが極めて不透明である。政府米の払下げが市場価格にもたらす影響を考慮するという名目によって、払い下げの予定や数量などの公表はほとんどなされなかったか、あるいは事後的にしか行われてこなかったという面もある。秘密裏に行われる各オークシ

ョンに参加を許される輸出業者は限られており、結果的に見る限りその払下げは、特定のかつ少数の輸出業者に偏っている。第2に、近年になってウエートを高めてきた政府間取引においては、輸入国政府との間でも分配されるような莫大な金額の利権が絶えず動いているとされる。これらの利権をめぐる、政官財がかかわる汚職や賄賂の横行は想像に難くないばかりではなく、新聞報道や関連諸機関における筆者らのインタビューでも半ば公然と語られるのが、この問題の現状であった。

先に説明した 2008/09 年産のコメの融資単価の決定の背景には、生産者の所得を支持するという意図さえ薄いといえる。なぜなら、当時の市場価格は十分に高く、生産者は当制度に依存することなく、直前の時期よりもはるかに多くの利益を得ることができた。その市場価格よりも高い水準の融資単価の設定は、何を意味したのであろうか。それは単に政府がさらに在庫を積み増したかったという意図によるのではなかったろうか。その目的とは、政府在庫の払い下げにかかわる上記のような利権を確保することにあったと類推されるのである。

(2) 農家所得保証政策の目的と枠組

2008 年 12 月に成立した民主党・アピシット政権は、以上のような問題点が指摘されてきた担保融資制度を 2008/09 年産の乾期作米をもって完全に廃止して、2009/10 年産の雨期作米を皮切りに本制度 FIGP (Farm Income Guarantee Policy) を導入した。またコメだけではなく、キャッサバとトウモロコシをも対象として同時に適用した。

都市の知識層を主要な支持者とした同政権は、タクシン派政権や古い政治に代表される汚職体質に強い嫌悪感をもち、前述のような従来の利権構造を解体するという意図をもって本制度を発案したとされる。政権が変わったとはいえ、担保融資制度にかかわる利権構造は政官財に深く根ざしていたとみられ、多くの関係者が新制度の導入に賛成する状況にはなかったともいわれる。旧政権を打破した新政権としての勢いを維持する中での、アピシット政権の強いリーダーシップがこのように大幅な政策変更を可能にしたものと考えられる。政策ブレインは、同国の汚職撲滅運動のリーダーの一人である。

本制度の今一つの、そして本来の目的は財政負担分を効率的に農業者の手に届かせる政策を実現することである。いわゆる直接支払としての農業者所得支持政策の導入である。そして本制度は、通常の政策カテゴリーでいう不足払い制度にあたる。不足払い制度の教科書的な解説とは「対象農産物について、ある最低保証価格を設定し、市場価格がその最低保証価格を下回った場合に、事後的に算出される差額が政府から生産者に支払われる仕組み」である。市場を歪曲する程度が、すなわち経済理論的には経済的効率性を損なう程度が、担保融資制度のような市場価格を支持する政策に比べれば、相対的には低いとされる。生産量の多い農産物にこの制度を適用すると、市場価格が暴落した時に財政負担が止めどもなく拡大するという弱点が知られている。しかし今次の FIGP では 1 農家当たりの保証数量に限度が設けられている。この点も含めて、プログラムの具体的な内容は以下の

ように整理することができる。

1) 対象品目と限度数量

対象となる農産物はコメ、キャッサバ、トウモロコシの3品目である。コメは雨期作米と乾期作米とで、別々のプログラムとして実施される。第1ラウンドおよび第2ラウンドと呼ばれ、それぞれ当年産の11月～2月および3～7月頃が制度の適用される販売時期となる。ただし南部タイでは1か月遅れる。乾期作であっても三期作米は保証の対象とはならない。水など天然資源への圧力となる過剰生産を抑制したいからである。また前身である担保融資制度と同様、その市場評価を考慮してコメはさらに5つのジャンルに分けられる。1農家当たりの限度数量は以下のとおりである。コメは一作ごとの適用である。

- ① 通常米（うるち白米，水分15%標準）は25トンまで。
- ② 東北部諸県産の香米（ホンマリ）は14トンまで。二期作米は対象とならない。
- ③ 東北部以外の県産（実際には北部の3県）のホンマリは16トンまで。同上。
- ④ パトンタニ種の香米は25トンまで。
- ⑤ もち米は16トンまで。
- ⑥ キャッサバは100トンまで。
- ⑦ トウモロコシは20トンまで。

2) 保証対象数量の評価

保証の対象となる数量は、市場流通量ないし結果としての生産量ではなく、「ポテンシャルとしての生産量」である。1)の限度数量を超えない範囲において下記のとおりとなる。

$$1 \text{ 農家当たりの保証対象数量} = \text{基準単収} \times \text{参加面積}$$

ここで基準単収には、農業協同組合省・農業経済局のデータによって地域ごとに評価された数値が適用される。参加面積は、本制度を現場で実質的に運用する農業協同組合銀行（BAAC）の地域事務所が事務局となる協議会が、参加農家・経営の土地所有や借地等の実態を個別に確認したうえで評価する。また農業経済局の地域事務所は、生産期間において実際に稲が作付されていることをモニタリングする。

3) 保証基準価格の算定

保証基準価格は生産費などをもとに算定され、かつ適宜再評価されるのが基本設計である。算定を所管するのは農業協同組合省農業経済局、基本式は次式である。

$$\text{保証基準価格} = (\text{生産費} + \text{標準的輸送費}) \times (1 + \text{想定利潤率})$$

マークアップとして定義される想定利潤率は、コメが45%、キャッサバとトウモロコシ

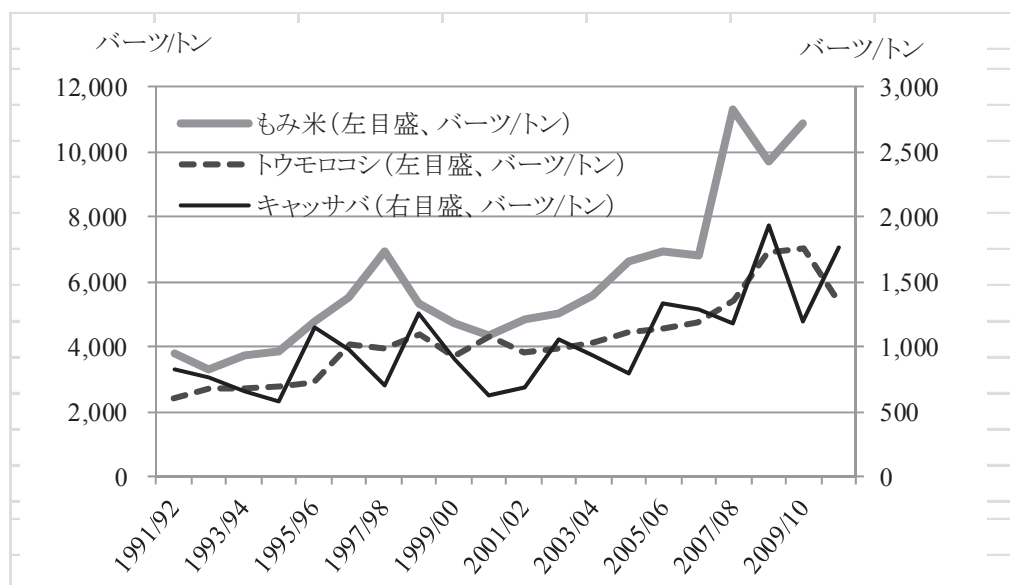
が 25%とされた。2009/10 年産を対象とする制度発足当初の保証基準価格は、キャッサバが 1.7 パーツ/kg, トウモロコシが 7.1 パーツ/kg, コメについてはジャンル別に後出の第 4 表の第 1 行に示すとおりである。またコメは粳（もみ）米である。近年（2008～2011 年間）の為替レートは、1 パーツ＝2.7 円程度、ないし 1 ドル＝30～35 パーツ、である。

以上の保証基準価格の水準はどう評価できるであろうか。コメは粳米なので、白米では通常数量的に約 60%になると換算するので、白米（100% White）では、トン当たりでおよそ 520 ドルになる（10,000 パーツ÷32（パーツ/\$）÷0.6）。これは生産者手取りなので、FOB ベースではおそらくさらに高い水準に相当する。トウモロコシは、単純な換算によってトン当たりおよそ 220 ドルである。歴史的な高水準である近年の国際価格に比較しても、いずれも決して「悪くない」水準である。またキャッサバについて、2000 年代におけるタイ国内の平均的な生産者価格水準が 1 パーツ/kg 台の前半であったことから、これまたかなりの高水準である。3 品目に関する近年の生産者価格動向を、第 6 図に示そう。

4) 保証金額の算定と参照価格

市場価格が保証基準価格を下回った時に、差額が不足払いされるのが基本的な枠組みであるが、市場価格は「参照価格 Reference Price」として評価される。

参照価格は、標準的な規格・品質の生産物を想定して、実際の市場価格をもとに 15 日ごとに決定・公表される。ただし本制度施行から間もなく、2010 年 3 月 8 日以降はコメについてのみ 1 週間ごとに決定・公表される。本制度に参加する生産者は、15 日ごとないし 1 週ごとに決定される保証金額の単価での支払いを受ける。登録数量のうちどれほどの数量を、どの期の参照価格で補助を受けるかは、農家自身の判断によって決められる。



第 6 図 農家所得保証政策対象品目の生産者価格動向

資料: Office of Agricultural Economics, *Agricultural Statistics of Thailand*, various issues.

(3) 市場価格の推移と農家所得保証政策の展開

第1に生産農家の同制度への参加率は、コメ、キャッサバ、トウモロコシの3品目とも、100%に限りなく近いとみられる。実はタイでは開発農地の土地登記が歴史的に不完全であった。このため開発農地での生産が多いキャッサバとトウモロコシの生産農家数は正確に把握されていなかった。農業協同組合省が把握する生産農家数をもとに算出された同制度への参加割合は100%を優に超えてしまったのである。

第2に、2008～2009年にかけて一時落ち着きを取り戻した市場価格は、その後再び上昇した。それにもかかわらず保証基準価格は先に見たように十分に高い。歴史的に見れば相当な高水準とみられる市場価格のもと、一部のコメと一時期を除いて、不足払いは発生し続けたのである。農業協同組合省農業経済局(OAE)での聞き取りおよび新聞報道(Bangkok Post 紙と Nation 紙)による財政支出に関する情報として下記のものがある。

- ① OAE : 2009/10 年産のコメの第1ラウンド(雨期作米)に285億バーツ。
- ② OAE : 2009/10 年産のコメの第2ラウンド(乾期作米)に188億バーツ。以上は、2011年2月の聞き取り。
- ③ Nation : 2009/10 年産のキャッサバに12億バーツ、トウモロコシに56億バーツ。2010年1月12日付。
- ④ Nation : 2009/10 年産の3品目を対象とする財政負担は550億バーツ、2010/11 年産の3品目を対象に320億バーツの予算を確保。2010年9月14日付。
- ⑤ OAE : 2010/11 年産のコメの第1ラウンド(雨期作米、2011年1月まで)に339億バーツ。2011年2月の聞き取り。
- ⑥ Bangkok Post : 2010/11 年産のコメを対象に、現在のペースで推移すると財政負担は650億バーツになる。2011年4月26日付。

(4) 農家所得保証政策の特徴と問題点

最後に農家所得保証政策の問題点について整理しよう。ちなみに本制度は適用されてからわずかの期間しか経過していないにもかかわらず、既に再度の政策変更となる見込みである。2011年8月、7月の総選挙を受けて再びタクシン派へと政権が交代したのである。タクシン氏の末妹・インラック女史が率いる貢献党は選挙中からの公約として、かつての担保融資制度を復活させつつある。当然、融資単価の引き上げが予定され、保護的な色彩を一層強める見込みである。この点、実績の少ない農家所得保証政策の評価をあえて行うことの意義には若干の疑問はあるが、以下のような整理が可能である。

第4表 コメの農家所得保証政策と参照価格の推移

単位：バーツ/トン

		ホンマリ米 (1)	ホンマリ米 (2)	パトンタニ 香米	白米	もち米
2009/10	[保証基準価格]	15,300	14,300	10,000	10,000	9,500
雨期作米	10月1～15日	14,986	13,899	9,896	8,806	7,523
(参照価格)	10月16～31日	14,940	13,860	8,940	8,466	7,470
	：					
	：					
	2月16～28日	14,796	14,148	11,824	9,886	11,207
乾期作米	3月1～15日			11,313	9,074	10,665
(参照価格)	3月8～14日			10,741	8,718	10,525
	3月15～21日			10,204	8,919	10,519
	：					
	：					
2010/11	[保証基準価格]	15,300	14,300	11,000	9,900	9,500
雨期作米	2月16～22日	13,040	12,654	10,901	8,900	14,601
(参照価格)	5月16日～22日	—	12,526	9,058	8,164	13,551
乾期作米 (参照価格)	5月16日～22日			9,058	8,164	13,551

資料：農業経済局資料および商業省国内取引局 (<http://www.dit.go.th>)。

注. .白抜き数字は、市場価格が保証基準価格を上回ったことを示す.逆に、その他の期間において補助金が発生したことを意味する。

第5表 キャッサバ、トウモロコシの農家所得保証政策と参照価格の推移

単位：バーツ/kg

		キャッサバ		トウモロコシ
2009/10	[保証基準価格]	1.7	[保証基準価格]	7.0
(参照価格)	10月1～15日	1.40	9月1～15日	5.41
	10月16～31日	1.45	9月16～30日	5.45
	：			
	：			
	5月16～31日	2.26	2月16～28日	7.51
2010/11	[保証基準価格]	1.7	[保証基準価格]	7.0
(参照価格)	2月16～28日	1.90	2月16～28日	8.77

注. 前表に同じ。

第1に、先に指摘したとおり本政策は、不足払い制度が本来的にもつ特徴として、財政負担が膨大となりがちである中、歴史的にも高水準の保証基準価格を設定した。対象3品目の市場価格は、本制度適用以降において十分に高い水準を維持したにもかかわらず、タイがWTOに譲許する助成合成量（AMS）の総額・約190億バーツをもはるかに上回る財

政負担がすでに発生した。農業保護政策に関する一般的な分類に従うと、本政策は生産物直接支払いに分類される。いわゆるデカップリング的な要素を持つ生産刺激効果の低い直接支払ではなく、UR 農業合意で削減が義務付けられる AMS に、基本的にはカウントされるべき政策であると考えられる。この点はわれわれがヒアリングを行った商業省の部局およびタイ国開発研究所・ニボン氏の認識も同様である。

保証基準価格が高水準となった背景には、いうまでもなく政治的な配慮があった。本制度の原案では、コメ（通常の白米）に関して 8,000 バーツ/トン程度の保証基準価格が想定されていたという。これが切の良い 10,000 バーツ/トンに決着したのである。当初は、想定利潤率はキャッサバ及びトウモロコシと同様の 25%で、先の算式で見た「標準的輸送費」の項目もなかったという。キャッサバとトウモロコシについては、不作によって高まった生産費水準を、保証基準価格を算定する基礎にしたという。

なお、上記の点と関連させると、FIGP は実際には保証数量に制限を設けた不足払いなので、その生産刺激度に関しては、実は若干ながら議論の余地を残す。しかし第 2 の問題点として、ここでいう保証数量の制限には、実効性の面でかなりの不完全さを残す。仮に乾期作米の平均的な単収である約 4.5 トン/ha を想定すると、白米で 25 トンという数量は面積でいうと約 5.6ha となる。雨期作米の平均的な単収である約 2.5 トン/ha を想定すると、同約 10ha となる。そもそも保証数量の上限にかかる生産者の数は限られているうえ、上限にかかる生産者の間ではこの制限をクリアする経営の名義だけを分割することが横行しているとみられるのである。

第 3 の問題点として、政策による利益の多くが地代に転化しているという評価がある。実態としては、前政策下での融資単価引き上げによる農家手取り価格の支持が本格化した 2000 年代から、その利益の多くを吸収するような地代の上昇は確認されていたという。正確な年代は確認できなかったが、筆者らが訪問したアユタヤ地域の灌漑稲作地帯では、ここ 10 年ほどの間に 200-300 バーツ/rai/年から同 1,000 バーツほどに地代水準が上昇したという（1rai=0.16ha）。通常の白米の二期作を行い 1 作当たり 600kg/rai の単収で、手取り価格が 10,000 バーツ/トンとすると、粗収益に対する地代の割合はおおよそ 8%となる。わが国の稲作に比べれば、粗収益：地代の比率はなお低いかもしれない。

また同地域では借地農が 90%超で、労働者の 4 分の 3 が土地なし労働者であるという。同地域を含む中部平原は、もっとも灌漑が行き届いた地域であり、輸出米生産の主たる担い手であると同時に、不在地主が所有する水田が多い。

実際には生産物価格の上昇に伴う農業労働者の賃金水準の上昇は確認されている。しかし不在地主が広範に存在するがぎり、政策による便益が最も支援を必要とする生産者に行き届かないという批判を回避することは困難かもしれない。

最後に、行政価格である保証基準価格と参照価格がわかりづらいという問題を指摘しよう。ほぼ同じ問題は前身である担保融資制度においても、参加農家の不満となっていた。ただしこれはやや技術的な問題であり、必ずしも制度の本質にはかかわらないと思われる。問題のおおもとは、上記の行政価格がいずれも、水分含有率 15%という一定の規格を想定

し、その規格は生産農家が販売する通常の状態、すなわち水分含有率 20%程度以上とは異なる点にある。

数値例を作ろう。仮に 10,000 パーツ/トンの保証基準価格のもと、ある期の参照価格が 9,000 パーツ/トンであったとする。農家は申込数量のうちの任意の数量に対して、1,000 パーツ/トンの不足払い単価にもつづく補助金を得ることができる。しかし問題がある。つまり、実際に農家が販売する籾米は標準的な規格、特に水分含有率を一般には満たしてはいない。仮に水分含有率 20%であれば、その重量のみによって販売価格は 8,600 パーツほどに換算されることになる。自らの生産物の価格が 10,000 パーツ/トンで保証されると理解する生産者としては、直観によって、1,400 パーツ/トンの不足払い単価を期待するであろう。先に見た保証基準価格の算定式は、明らかに生産者段階のものにとらえるべきであろう。不必要な混乱を招く仕組みになっているのではなかろうか。

5. まとめ

2011 年 8 月、2008 年 12 月から 3 年を経ずにタイでは再びタクシン派への政権交代となった。本章では、2011 年前半までのタイの食料・農業政策の展開を考察した。着眼は、農村と都市、あるいは農業と非農業との所得格差が顕著となる中で、かつてその国際競争力によって外貨を稼ぎ経済発展を支えてきたタイの農業部門にしても、産業として保護される傾向を強めてきた点にある。国民の主食であり、ほとんどの農民が自給用にも生産するコメが主役であることはいままでもない。

2000 年代の前半はタクシン政権が、低所得層と地方、あるいは貧困層と農村地域に手厚い政策を推進することによって国民の支持を集めた。タクシン政権とそれに続く親タクシン派の政権は、コメ市場への介入を強め、また融資単価・買入価格を引き上げることで、従来からの担保融資制度の性格を、生産者保護的なものへと急速に転換させた。

2008 年 12 月に成立した反タクシン派の民主党・アピシット政権は、担保融資制度を改め、主要農産物であるコメ、キャッサバおよびトウモロコシを対象として、農家所得保証政策を導入した。担保融資制度のもとでは、国が農産物市場に介入することによって巨大な利権が発生し汚職の温床となる点、本来の目的である貧しい生産者への支援として政策の費用効率性が低いと見られる点が、制度改革の最大のターゲットであった。農家所得保証政策はいわゆる不足払いに分類され、生産物を対象とする直接支払の一種である。財政支出が直接生産者の手に届き、担保融資制度に比べれば市場への介入度合い、そして市場を歪曲する程度は低い。しかし、それにしても設定された保証基準価格は歴史的にみてかなりの高水準となった。

融資担保制度のもつ問題点の一面には対処したが、コメ部門を中心とする農業保護的な政策への傾斜という方向性が転換されたわけではなかったのである。流れを感じ取った農民は、自らの生産物の手取りを大幅に上昇させよと、全国各地でしばしば派手なデモンストレーションを展開してきた。

そしてこの方向性はさらにエスカレートしているように見える。インラック女史の率いる貢献党は、1日当たり300バーツの法定最低賃金を全国で実施することと並んで、担保融資制度の復活を公言し、結果として今回の選挙を勝ち取った。いずれも籾米換算で、通常の白米が15,000バーツ/トン、ホンマリ米が20,000バーツ/トンの融資単価となり、買入数量にも制限を設けないという（Bangkok Post, 2011年6月29日付など）。

予断を許さない今後の方向性について、最後に若干だけ言及させてもらおう。第1に国際農産物市場が今後よほど逼迫しない限り、コメを中心とするタイの農産物市場価格は、かつてのタクシン派政権下に比べても大幅な政策的支持を受けることになろう。第2に生産が刺激されるコメは、これまで以上に国際市場を指向しなければならない。担保融資制度によって買い入れた政府米のダンピングが必至であり、膨大な財政負担の発生が予想される。GATT/WTOの舞台では、実質的な輸出補助金として疑われる可能性も高い。第3に、これまであまり問題にはされなかったUR農業合意との整合性についても検討すべき時が来るのかもしれない。

- 注1 WTOの舞台における最大の成果は、おそらくEUによる砂糖の輸出補助政策をUR農業合意違反として豪州、ブラジルとともに訴え、これに勝利したことであろう。小林（2006）参照。
- 2 この動きのピークはタクシン政権期（2001～2006年）にあり、以後は停滞している。井上（2011a）および井上（2011b）参照。
- 3 これには部門間の所得格差、国の財政負担力だけではなく、選挙における農業部門・非農業部門間の相対的な政治力などが影響するとされる。Honma & Hayami（1986）あるいはその後の同教授らによるアップデートを参照。
- 4 以下に掲げる統計数値は、Office of Agricultural Economics, Ministry of Agriculture and Agricultural Co-operatives, Agricultural Statics of Thailand およびアジア開発銀行ウェブサイト上のカントリープロフィール（<http://www.adb.org/Statistics>）による。
- 5 小林ほか（2005）参照。
- 6 小林ほか（2004）参照。
- 7 多くの国の通貨に対して、ドルは戦後一貫して減価する傾向があったので、通常見かけるドル建てによる国際価格の評価には注意を要する。アメリカの物価水準もほぼ一貫して上昇している。ごく大雑把に言えば、戦後における農産物価格の動向を実質値（不変価格）でみると、それは一貫した低下傾向にあったといえる。
- 8 長期的視点からの解釈としては、2007-08 頃にみられた主要食料の国際価格高騰が、BRICs の台頭やバイオ燃料需要の高まりなど需要要因に主導された趨勢そのものの変化であるとする見解がある。しかしここでは短期的な動向のみに言及する。長期的視点については、例えば拙稿（2009b）、茅野（2010）などを参照されたい。
- 9 ひとつめの理由に関しては特に茅野（2010）が説得的に説明している。二つめの理由については Gulati & Dutta（2010）など。これらの要因とは別に、コメの国際市場が「薄い」市場であるという背景も忘れてはなるまい。「薄い」とは、コメの場合、小麦およびトウモロコシに比べて世界の生産量に対する輸出入割合が低いことをいう。ただし第3図が示唆するように、コメの輸出入割合は特に1990年代から顕著な上昇傾向を示している。
- 10 ウルグアイラウンド（UR）農業合意に関する内容については、世界貿易機関のウェブサイト（<http://www.wto.org>）を参照。またAMSは、PSE（Producer Subsidy Equivalent, その後 Producer Support Estimate）という指標を若干変更することで作成された。いずれの指標も、長く先進国の農業保護の程度を評価する役割を担ってきた。しかし近年の注目すべき動きとして、アジア生産性機構がアジア新興国を対象とするPSE計測のスタディを行っている。オーガナイザーは現・明治大学農学部・坪田邦夫教授であり、Titapiwatanakun（2011）はタイのケーススタディである。
- 11 実は *Agricultural Statistics Thailand* によって2005～2007年間におけるコメの国内生産額に対するAMS金額の割合を算出すると、4～6%となり、10%の僅少基準をかなり下回る。タイ国政府がこれを総合AMSに計上した根拠に

についてはとりあえず不明である。同様のことは 1995～2004 年間で 4 回確認できる。

- 12 サトウキビ生産および砂糖産業の発展については Kajonwan (1999)も参照されたい。
- 13 Kobayashi et al. (2007) 参照。また前田・日高(2011)など、農畜産振興機構のウェブサイトも参照されたい。
- 14 本項の以下の記述では、小林 (2009)、井上 (2011a)、Poaponsakorn (2009)、重富 (2009)などを参照した。
- 15 井上 (2010a,b)、Poaponsakorn (2010)なども参照
- 16 話がやや複雑になるかもしれないが、このことは商品化されない生産物が本制度の恩恵を全く受けないということとを必ずしも意味するわけではない。先にふれたように、本制度は市場価格支持としての性格を持つことから、本制度が全く存在しなかった場合に成立したであろう市場価格よりは高い価値を、その生産物は実現したはずであるとみなされるからである。

[参考文献, 統計資料, 有益なウェブサイトなど]

- [1] Bangkok Post 紙ウェブサイト, <http://www.bangkokpost.com/>。
- [2] 茅野信行 (2009)「米国のエタノール政策と穀物メジャーの戦略」『国学院経済』57 巻 2 号, pp.31-75。
- [3] ERS/USDA (米国農務省) *Rice Yearbook*, <http://www.ers.usda.gov>。
- [4] ERS/USDA *Rice Outlook*, <http://www.ers.usda.gov>。
- [5] FAOSTAT, FAO ウェブサイト, <http://www.fao.org/>。
- [6] Gulati, Ashok & Monica Dutta (2010) “Rice Policies in India in the Context of the Global Rice Price Spike”, in David Dawe ed. *The Rice Crisis: Markets, Policies and Food Security*, FAO/Earthscan, London, pp.271-295, 2010.
- [7] Honma, Masayoshi & Y. Hayami, (1986) “Structure of Agricultural Protection in Industrial Countries”, *Journal of International Economics* 20, February 1986.
- [8] 井上荘太郎 (2011a)「カントリーレポート：タイ」
- [9] 井上荘太郎 (2011b)「タイ—伝統的農産物輸出国から工業品輸出国への変貌—」農林水産政策研究所『アジア太平洋地域の貿易構造と ASEAN+1 型 FTA』pp.125-150。
- [10] 井上荘太郎 (2010a)「タイの農業・農政の動きと農家所得保証政策の導入」『農林水産政策研究所レビュー』No.37, pp.20-21, 2010 年。 <http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/review/pdf/primaffreview2010-37-10.pdf>
- [11] 井上荘太郎 (2010b)「カントリーレポート：タイ」農林水産政策研究所『平成 21 年度カントリーレポート：韓国, タイ, ベトナム』, pp.43-85, 2010 年。 <http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/nikokukan13-2.pdf>
- [12] Itarattana, Kajonwan (1999) *Effects of Trade Liberalization on Agriculture in Thailand: Commodity Aspects*, CGPRT Centre Working Paper Series No.49, UN/ESCAP CGPRT Centre.
- [13] Itarattana, Kajonwan (1998) *Effects of Trade Liberalization on Agriculture in Thailand: Institutional and Structural Aspects*, CGPRT Centre Working Paper Series No.39, UN/ESCAP CGPRT Centre.
- [14] 小林弘明(2011)「食料需給セミナー：タイの食料需給状況—概況とアビシット政権による所得保証政策の動向—」2011 年 3 月 2 日。 http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/pdf/0302_2.pdf。
- [15] 小林弘明(2010)「国内農業補助による輸出促進効果—輸出補助金相当量—」清水昂一監修・鈴木充夫編著『食料・貿易・環境の計量分析』農林統計出版, pp.79-91, 2010 年。
- [16] 小林弘明(2009a)「コメを中心としたタイの食料需給と政策の動向について」『和光経済』41(2,3), pp.101-118, 2009。
- [17] 小林弘明 (2009b)「近年の穀物市場の混乱とその要因」食品産業センター『明日の食品産業』pp.6-12。
- [18] Kobayashi, Hiroaki, Hisato Shuto & Kazunari Tukada (2007) “Policies Affecting Agricultural Trade in Thailand: Focusing on the Recent Feature of Markets in Rice and Sugar”, 『和光経済』39(3), pp.87-103, 2007 年。
- [19] 小林弘明 (2006)「UR 農業合意による『Three Pillars』の理論的問題点—EU の砂糖輸出補助金に対する WTO における紛争処理の事例から—」『2005 年度日本農業経済学会論文集』pp.152-159。
- [20] 小林弘明・ブンジット ティティワタナクン・三浦郷子・高木要・内田正夫「タイにおける食料関連産業と環境」小林弘明・岡本喜裕編著『東アジアの経済発展と環境』日本経済評論社, 2005 年, pp.129-179。
- [21] 前田昌宏・日高千恵子「タイの砂糖産業をめぐる情勢—砂糖生産の現状と今後の見通し—」農畜産振興機構ホームページ, http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_000239.html, 2011 年 2 月。

- [22] 室屋有宏「変貌するコメの国際市場—タイの輸出構造との関連を中心に—」『農林金融』2009年8月号, pp.34-48。
- [23] 農畜産業振興機構ホームページ, <http://www.alic.go.jp> (砂糖およびでんぷんに関する国内・国際需給とともに, タイなど主要国の情勢が子細に報告されている)
- [24] Office of Agricultural Economics, Ministry of Agriculture and Agricultural Co-operatives, Thailand, *Agricultural Statistics of Thailand*, various issues.
- [25] Office of Agricultural Economics, Ministry of Agriculture and Agricultural Co-operatives, Thailand, *Thailand Foreign Agricultural Trade Statistics*, various issues.
- [26] Office of the National Economic and Social Development Board (タイ・国家経済社会開発庁), <http://www.nesdb.go.th>.
- [27] WTO, Notification of Domestic Support Thailand for Committee on Agriculture, various issues, 最新は G/AG/N/THA/72, 27 October 2010, <http://www.wto.org>.
- [28] Poapongsakorn, Nipon “The Political Economy of Thailand’s Rice Price and Export Policies in 2007-08”, in David Dawe ed. *The Rice Crisis: Markets, Policies and Food Security*, FAO/Earthscan, London, pp.191-217, 2010. 筆者は汚職撲滅を叫ぶアピシット政権のブレインで、今次の農家所得保証政策の提案者。しかし当初の提案が政治的な意図によって大きく変更されたことを嘆いておられる。
- [29] 重富真一「タイ—コメ輸出産業化の舞台裏—」(重富真一・久保研介・塚田和也『アジア・コメ輸出タイ国と世界食料危機—タイ・ベトナム・インドの戦略—』アジア経済研究所, pp.83-110, 2009年)。
- [30] The Nation 紙ウェブサイト, <http://www.nationmultimedia.com/>。
- [31] Titapiwatanakun, Boonjit “Recent trend of agricultural policies in Asia”, 講演, 明治大学農学部『アジア農業政策に関するミニワークショップ』2011年2月19日, 明治大学。
- [32] Titapiwatanakun, Boonjit “Transformation of recent agricultural policies in selected APO countries: Price insurance program for agricultural products in Thailand”, paper prepared for “Workshop for Research on Agricultural Policies in Asia” 19-21 January 2010, APO Tokyo, Japan.
- [33] ティタピワタナクン, ブンジット (小林弘明抄訳)「アジア諸国の WTO 対応: 第5回—タイ—」『農林統計調査』2000年5月, pp.50-57。
- [34] WTO, *TRADE POLICY REVIEW/Report by the Secretariat/THAILAND/Revision*, WT/TPR/S/191/Rev.1, 6 February 2008, Trade Policy Review Body, <http://www.wto.org>.